

告示

埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年七月二十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和三年九月一日から同年十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	特定計量器の所在場所
蓮田市	令和三年九月二日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右
羽生市	令和三年九月七日から同年十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右
行田市	令和三年九月十四日から同年十二月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右
北本市	令和三年九月二十八日から同年十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右

杉戸町	加須市	久喜市	幸手市	桶川市	伊奈町	宮代町
令和三年十一月十六日から令和四年二月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十一月四日から令和四年二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月二十五日から令和四年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月二十一日から令和四年一月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月十九日から令和四年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月十五日から令和四年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月十四日から令和四年一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右